

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	2

### 第 1 号 (6月18日)

開会、散会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	5
承認第1号の上程、説明 .....	6
承認第2号の上程、説明 .....	6
承認第3号の上程、説明 .....	7
議案第22号の上程、説明 .....	8
議案第23号の上程、説明 .....	8
議案第24号の上程、説明 .....	9
議案第25号の上程、説明 .....	10
議案第26号の上程、説明 .....	10
議案第27号の上程、説明 .....	11
議案第28号の上程、説明 .....	13
議案第29号の上程、説明 .....	13
報告第1号の上程、報告 .....	14
報告第2号の上程、報告 .....	15
報告第3号の上程、報告 .....	15
散会の宣告 .....	15

### 第 2 号 (6月19日)

開議、散会の日時 .....	17
出席議員 .....	17
欠席議員 .....	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	17

事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
平 良 嗣 男 議員	19
大 城 佐 一 議員	25
平 良 英 勝 議員	32
宮 城 辰 徳 議員	34
前 田 孝 議員	35
散会の宣告	38

### 第 3 号 (6月20日)

開議、散会の日時	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	39
事務局出席者	39
議事日程	40
開議の宣告	41
承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	41
承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	41
承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	42
議案第22号の質疑、委員会付託	42
議案第23号の質疑、委員会付託	44
議案第24号の質疑、委員会付託	44
議案第25号の質疑、委員会付託	45
議案第26号の質疑、委員会付託	45
議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	45
議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	49
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
諸般の報告	51
散会の宣告	51

### 第 4 号 (6月21日)

開議、閉会の日時	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	53

事務局出席者 .....	53
議事日程 .....	54
開議の宣告 .....	55
議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	55
議案第23号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	56
議案第27号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	59
陳情第5号、陳情第8号～陳情第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	61
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	64
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	66
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	67
決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	69
意見案第6号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	70
議員派遣の件 .....	72
閉会の宣告 .....	73
署名議員 .....	73

平成24年第4回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成24年6月18日

会期4日間

閉会 平成24年6月21日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月18日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
6月19日	火	本会議	午前10時	一般質問
6月20日	水	本会議	午前10時	承認第1号～第3号委員会付託省略・即決 議案第22号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第23号～第26号質疑・総務常任委員会付託 議案第27号～第29号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第22号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第23号～第26号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第4号、第5号、第8号、第9号及び第10号総務常任委員会 (検討～採決)
6月21日	木	委員会	午前10時	議案第27号～第29号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後2時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理 (閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
4	平成24年3月6日	住民の安全・安心を支える 公務・公共サービスの体 制・機能の充実を求める陳 情書	国家公務員労働組合沖 縄県協議会 議長 照屋 吉隆	総務常任委員会
5	平成24年3月22日	「子ども・子育て新システ ム」に基づく保育制度改革 に反対する意見書提出を求 める陳情書	新日本婦人の会沖縄県 本部 会長 西里 ひろこ	総務常任委員会
7	平成24年5月15日	地球社会建設決議に関する 陳情書	荒木 實	議員配布
8	平成24年6月4日	「こころの健康を守り推進 する基本法」の制定を求め る意見書採択のお願い	社団法人沖縄県精神障 害者福祉会連合会 代表 島田 正輝	総務常任委員会
9	平成24年6月12日	駐留軍関係離職者等臨時措 置法の有効期限延長に関す る陳情	全駐留軍労働組合沖縄 地区本部 執行委員長 與那覇 栄蔵	総務常任委員会
10	平成24年6月12日	「しまくとぅば」の普及促 進に関する宣言決議要請に ついて	那覇市文化協会 会長 城間 雨邨 NPO沖縄語普及協議 会 会長 宮里 朝光 NPO沖縄県うちなあ ぐち会 会長 桑江 常光	総務常任委員会

※陳情第6号は第7号と差し替えになりました。

# 平成24年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成24年6月18日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成24年6月18日 午前10時00分)

散 会 (平成24年6月18日 午前10時40分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 豊
副 村 長	山 城 清 臣	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	宮 城 博 俊
村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 一 道
住 民 福 祉 課 長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
企 画 観 光 課 長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産 業 振 興 課 長	宮 城 豊		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
8	議案第22号	大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例	提案説明
9	議案第23号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議案第24号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案第25号	大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第26号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案第27号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
14	議案第28号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
15	議案第29号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
16	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について	報告
17	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について	報告
18	報告第3号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成24年第4回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 平良英勝議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から6月21日までの4日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。  
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から申し出がありました。これを許します。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。  
本日は、平成24年第4回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会、審議できますことに心から感謝を申し上げます。それでは行政報告を行います。平成24年3月から5

月までの行事や諸会議等の行政報告及び平成23年度分と平成24年6月1日までの入札結果につきましては、お手元にお配りしてございますのでお目通しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） 説明いたします。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法の一部が改正され、平成24年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要がありますが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしています。

今回の改正の主な概要は、住民税の寡婦（寡夫）控除額の廃止、固定資産税の減額の申告、固定資産税の特例の適用期間の変更、また東日本大震災に関連するもので、個人住民税雑損控除額等の特例、住宅借入金等特例税額控除の適用期間等の特例を設けています。

この条例は、平成24年4月1日から施行していますが、1項の施行日を別に定めている規定もあります。

終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月18日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明します。

平成24年4月1日から施行される地方税法の一部改正に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしています。

内容につきましては、附則に第1項を加えることとなっています。これは、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例となっています。

この条例は、平成24年4月1日から施行しています。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月18日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて説明します。

平成24年第3回大宜味村定例議会において、議案第3号により平成24年3月19日に議決していただきました議案に誤りがあり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしています。平成24年3月27日にしております。

内容につきましては、沖縄県介護保険広域連合規約の変更に伴うものでありまして、地方自治法「第291条の3」とあるのを、地方自治法「第291条の3第3項」に訂正しています。それと同じく沖縄県指令企「第363号—第369号」を「第363号—第396号」に変更しています。

この間違いの原因としましては、介護広域から示された条例の中に一部語句の漏れがありまして、これを追加するとともに、またここで沖縄県指令企第363号の中で数字の入れ違いがありまして、これを訂正しています。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第22号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

村内における有害鳥獣の円滑な駆除及び危害の予防を図り、もって村民生活の安定と農林水産事業の振興及び自然環境の保全に資するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 産業振興課長。

（宮城 豊産業振興課長 登壇）

- 産業振興課長（宮城 豊） 議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について御説明いたします。

実施隊設置の経緯については、平成24年、農林水産省の方針として、地域における鳥獣被害対策の担い手の確保とともに、対策の実効性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊に対する重点支援の実施を決定しております。

それに伴いまして、村においては、鳥獣被害対策実施隊を設置し、村内における有害鳥獣の円滑な駆除及び危害の予防を図るとともに、村民生活の安定と農林水産事業の振興及び自然環境の保全に努めるための条例で、隊員を村長が任命、指名し、報酬は災害補償措置などを条例化しております。

なお、字句、条項等の詳しい内容については、委員会等で説明をいたしたいと思います。また、説明資料に大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する規則を添付しておりますので御参照ください。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第23号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第9 議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

住民基本台帳法等の改正に伴い、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

主な改正につきましては、住民基本台帳法が7月9日より施行されることによりまして、印鑑の登録資格のほうで、これまでは外国人登録に基づいて印鑑登録をされていたのが、住民基本台帳に基づく登録となります。

第4条としまして、登録申請における本人及び本人の意思確認につきましても、これまでは外国人登録原票を確認しての登録でしたが、これからは削除されます。

登録印鑑の種類について、第6条を改正しています。

第13条につきましては、印鑑登録原票の抹消ということで、これまで外国人が印鑑登録しているものについてのを定めております。

附則としまして、この条例は、平成24年7月9日から施行します。

附則の主な内容につきましては、外国人登録法に基づく印鑑登録を受けた方についての取り扱いを記載しております。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

住民基本台帳法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明します。

第2条第22項につきましては、住民基本台帳法が平成24年7月9日から施行することに伴って、これまで外国人登録原票記載事項の証明を行っていましたが、この記載事項証明が必要なくなることにより、

この条例を改正しています。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第25号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第11 議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

社会一体となった暴力団排除気運の更なる高揚を推進するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋一道） 議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本条例の目的は、暴力団の資金獲得活動を遮断するためには、公共工事等の下請、孫請業者及び民間契約からの暴力団排除等を行う必要があります、提案しております。

御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第26号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第12 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村有害鳥獣被害対策に関する業務に従事するため条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋一道） 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本条例は、議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定に伴い、第4条第2項により、民間の実施隊員は非常勤の公務員となり活動に対する報酬が支給されますので、報酬の額を定める必要があり提案しております。報酬額は、日額6,000円としております。

また附則において、施行期日は平成24年7月1日からとしております。

御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成24年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,822万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,648万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明いたします。1ページをお開きください。

補正額は、8,822万4,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。

11款分担金及び負担金の10万3,000円の増額であります、負担金の増であります。

13款国庫支出金の1億2,836万円の増額であります、国庫補助金1億2,821万7,000円、委託金14万3,000円の増であります。

14款県支出金の108万円の増額であります、県補助金100万5,000円、委託金7万5,000円の増であり

ます。

15款財産収入の20万5,000円の増額であります、財産運用収入の増であります。

19款諸収入の447万6,000円の増額であります、コミュニティ助成金450万円の増、委託金2万4,000円の減であります。

20款村債4,600万円の減額であります、過疎対策事業債、ハード事業4,890万円の減、ソフト事業20万円の減、土木債310万円の増であります。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に2ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

1款議会費の15万2,000円の増額であります。人事異動に伴う給料等、人件費13万円の増、北部地区老人クラブ連合会創立50周年記念誌広告料2万円です。なお、今回の補正予算において、ほとんどの項目で人件費の増減があります。

2款総務費920万1,700円の増額であります、主に総務管理費の538万6,000円の増、負担金、補助及び助成金200万円、企画費の負担金、補助及び助成金250万円の増であります。

3款民生費の345万4,000円の増額であります、主に人件費の増であります。

4款衛生費の370万9,000円の減額であります、主に特別会計への操出金の減であります。

6款農林水産費の7,449万8,000円の増額であります、主に農地費の委託料1,500万円の増、工事請負費6,500万円の増であります。

7款商工費4万1,000円の増額であります、観光費の修繕費4万1,000円の増であります。

8款土木費の620万円の増額であります、主に道路橋梁費の委託料183万9,000円、工事請負費498万円の増であります。

10款教育費258万7,000円の増額であります、教育総務費の報償費35万5,000円、需用費5万5,000円の増、小学校費23万8,000円の増、幼稚園費、使用料及び賃借料12万9,000円の増、保健体育費、需用費14万4,000円、備品購入費6万3,000円の増であります。

11款災害復旧費78万9,000円の増額であります、主に農林水産施設災害復旧費、使用料及び賃借料の36万4,000円の増、土木施設災害復旧費、使用料及び賃借料42万5,000円の増であります。

12款公債費の14万2,000円の増であります、主に利率見直しによる元金11万5,000円の増、利子25万7,000円の減であります。

13款諸支出金40万1,000円の増額であります、財産形成基金費、利子20万1,000円の増、人材育成基金費20万円の増であります。

14款予備費は526万4,000円の減額であります。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に4ページをお開きください。

第2表地方債の補正ですが、限度額を2億1,408万6,000円から1億6,808万6,000円としております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）平成24年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,648万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。

議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正額は2,000円の減額補正でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書5ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の2節、3節を1節へ統合することと、5節、6節を4節へ統合いたします。

次、1項2目退職被保険者等国民健康保険税の2節、3節を1節へ統合することと、5節、6節を4節へ統合いたします。1項2目退職被保険者等国民健康保険税の5節、6節を4節へ統合することにより、2,000円の歳入減となっております。

歳出の主な概要を説明いたします。予算書6ページをお開きください。

予備費より2,000円の減額となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
平成24年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,105万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 副村長。  
（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要を説明いたします。

今回の補正は、総額で203万2,000円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

3款繰入金203万2,000円の減額ですが、簡易水道一般管理費の減額によるものであります。

以上が歳入の概要です。

次に歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費203万2,000円の減額ですが、人事異動に伴う職員給料等の減額によるものです。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第16 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。  
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

平成23年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙として添付してございますので、お目通しいただきたいと思ひます。  
以上です。

- 議長（金城 勇） これで報告第1号の報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第17 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。  
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの  
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙にて添付してございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

- 議長（金城 勇） これで報告第2号の報告を終わります。
- 

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第18 報告第3号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算  
の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第3号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告につ  
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開  
発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告します。

平成24年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、事業計画書及び予算書につきましては、別冊でお配りしてございますので、お目通し願ひたい  
と思ひます。

以上で報告を終わります。

- 議長（金城 勇） これで報告第3号の報告を終わります。
- 

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

（午前10時40分）



# 平成24年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成24年6月19日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年6月19日 午後1時30分)

散 会 (平成24年6月19日 午後3時37分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 豊
副 村 長	山 城 清 臣	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	宮 城 博 俊
村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監査事務局長	神 里 富 松
産業振興課長	宮 城 豊		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
- 

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

沖縄振興一括交付金の活用について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） それでは通告に従って、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

沖縄振興一括交付金の活用についてお伺いをしたいと思ひます。

国は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱が平成24年4月19日に県に示し、県は平成24年5月7日に県の市町村交付金要綱ができ、各市町村へ通知しているが、村の配分額の2億6,000万円を、村として活性化に向け有効活用するために、どのような事業に生かしていくお考えがあるのかお伺いをしたいと思ひます。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それではただいまの平良嗣男議員の沖縄振興特別推進交付金の活用についての御質問にお答えいたします。

この交付金は、沖縄の実情に即した事業の目的かつ効果的な実施を図ることを目的としており、交付金の対象として沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立、戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業等として事業計画に記載されたものが対象となっております。原則として、職員給与、公用施設の整備や修繕、維持管理行政運営必要経費など、また各省庁の補助メニューにあるものなどは対象外となっております。事業計画する上で事業をパッケージ化することや事業初年度の平成24年度は計画づくりに重点を置き、次年度以降のハード事業なども実施したほうがよいとの県からの指導がありました。したがって今年度は2億6,000万円の配分で、観光振興関係と防災関係を計画しております。観光振興関係では、長寿と癒やしの森整備事業、石灰岩の山資源調査、活用促進、それから活性化センター機能高度化事業など9事業と、防災関係では、防災無線の全村、全戸を対象とした戸別受信機などの整備、初期消火が迅速に図れるよう容易に使用できる消火設備の整備を計画しております。現在、県に申請しているところですが、今後、内閣府との調整があり、それにより変更することも考えられます。以上です。

- 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） 当初ですね、今現在は財政課に変わっているんですが、当初は財政課のほうで資料をつくっていただいた交付金の利用実施計画、これは優先順位をつけてですね、1から15までの優

先順位をつけて、交付金事業の計画がつくられていたと思っておりますが、職員に対しては大変御苦勞であったなと思っておりますが、当時の事業が、県とのヒアリングにおいて、先ごろまでは防災費だと思うんです。県とのヒアリングの中でできるものとできないものが出てくるんじゃないかと思うわけですが、そこら辺どうなのか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ではただいまの質問にお答えしていきたいと思っております。

議員が今、おっしゃったとおり、当初各課の課題対策を一括交付金で対処していくため、各課からいろいろな事業をあげてもらいました。それをもって県と調整をしてきました。県と調整している上で、やはりこの一括交付金では厳しいという意見も多くありました。中にはそのとおり進めることもできるだろうということもあったんですが、この県の指導等もありまして、再度、内部で検討してきました。今、上げている2件、11事業を上げていますが、県の指導では沖縄らしさを出しなさいということが一番大きな課題でした。本土と同じような事業ではまずいですよというのもありました。その中で1つの事業をパッケージ化して、幾つかのメニューをつくっていったほうがやりやすいだろうという指導もありました。その中でそういうことを踏まえて今回は事業のストーリーをつくりながら、この二、三カ年のストーリーをつくりながら、今回は計画を主に入れております。そして次年度からのハード的なメニューとか、そういうのも加えていくということで観光、あるいは防災という2つのパッケージを設けて今回は、平成24年度としては今、県のほうに計画を上げている段階です。そうなんです、この今、上げている計画自体もまだ内閣府と県とが調整を進めているところです。その変更もあり得るだろうということを今考えております。そういうことも踏まえて今回補正予算のほうにも上げていないんですが、県、あるいは内閣府との調整が済み次第、そのあたりは臨時議会等でも対応してスムーズに進めていきたいと考えております。まず沖縄らしさを出しなさいというのが一番大きなものでした。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 県との調整の中で、11事業が行われるわけですね、そういう事業の中で、例えば今、農家が大変苦しんでいる有害鳥獣等、そういう被害をこうむっている中で、今の北部振興の地域連携型事業、または一括交付金等々を活用して農業分野での事業を取り入れることはできないのかどうか、それからまた商工関連において、観光等を見てもいいでしょうけれども、芭蕉工房、これは、これだけ一所懸命頑張って芭蕉を継承するために、職人等が頑張っておられると思うんです。その工房の内部施設、そこら辺が十分じゃないわけです。やはり働く人間がいいものをつくるために、その環境がよくならなくちゃいかんだろうと。そういったもろもろの整備も必要じゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） まず有害鳥獣の話があったんですが、村長の答弁でもありましたとおり、各省庁の補助メニューにあるかないかを確認しながらそれが一括交付金で進めることができるのかというのでも検討はしていきたいと思うんですが、それよりは北部連携事業あたりでほかの市町村とも連携しながら上げていくほうが得策ではないのかと自分としては考えております。まずこの一括交付金ではほかの省庁のメニューにある事業は該当しないということもありますので、そのあたりは御了解いただきたいと思っております。芭蕉工房については、やはり沖縄らしさということも考えて、この一括交付金で該当していくんじゃないかと自分としては思っております。しかし、今考えているものは、村の単独の

一括交付金を使ってやるのが得策なのか、あるいは沖縄県の県配分の一括交付金ですね。そのあたりでできないのかということは今考えております。そのあたりも含めて、県に要望もしながら今後進めていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条の規定によって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今、答弁があったように。やはり有害鳥獣関係は、先ほどあったように北部連携事業のほうが一番いいということで私も思っています。そこら辺はそれなりに考えてもらいたいんですが、先ほどあった芭蕉工場の件は、これは県ができるのであれば県の事業でやってくるということも踏まえて、行政もやはり連携をとりながらこれは進めてもらいたいというふうに希望を申し上げたいと思います。この一括交付金は皆さん御承知のとおり、交付金は、やはり国と地方の役割分担と行政運営の効率化や、地方のことは地方で決めなさいという、大変自由度の高い財源の確保ができるだろうというふうに、みんな使い道がいいだろうということでは思っていたらと思うんですが、大変難しいような一括交付金で、職員の皆様方も大変御苦労なさっていると思うんですが、ひとつ住民福祉のためにもなお一層、これまで以上に職員の皆さん方は頑張っていたいただきたいと激励申し上げて、この件は終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで沖縄振興一括交付金の活用についての質問を終わります。

次に教員の労働条件通知書未交付について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 一般質問に入る前に、皆さん方におわびを申し上げたいと思います。字句の訂正が4カ所ほどございますので、読み上げながら訂正にかえさせてもらいたいと思っております。

教育とあるのが、教員の労働条件通知書未交付についてでございます。

県教育庁が県立小中高校の正規教員に対し、労働条件通知書を交付していない問題が表面化して、労働基準法に抵触する状態となっているが、村内小中学校の教員に対し、教員の労働条件が通知されているのかお伺いをいたしたい。

また関連いたしまして、役場職員の労働契約書が締結されているのか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） 平良嗣男議員の御質問にお答えします。

1点目の県教育庁が県立小中高校の正規教職員に対し、労働条件通知書を交付していない問題が表面化して、労働基準法に抵触する状態となっているが、村内小中学校の教職員に対し、教職員の労働条件が通知されているかについては、村内の正規教職員については、使用者は県教育庁であり、村教育委員会からの労働条件通知書の交付は行っておりません。

2点目の役場職員の労働契約書が締結されているかについては、条例等での適用になると考えます。この件につきましては、人事担当課での回答とさせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいまの平良嗣男議員の2点目の御質問について。

今、役場職員の労働契約書ということでございますが、地方公務員の勤務条件については、地方公務員法において、地方公共団体は職員に関する条例を定めることになっております。また労働契約法では、地方公務員は適用除外として規定されております。公法上の規定がありますので、個々の労働契約書は締結されておられません。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 教育委員会にちょっとお伺いしたいんですが、服務規程の481ページに村立学校職員服務規程の3条では、すべて校長を経由して教育長に提出しなければならないと明記されているが、各校長が作成している教育編成書等々について教育長は目を通していいのか、いわばこの前私が調べた範囲では、各学校の校長が今の服務規程、村の服務規程にのっとって、結局は管理者である学校の校長が独自で教育編成書に基づいて服務規程を作成していると、これをつくっているのを皆さん見たことがありますか。法律上の雇用契約書を見ると、この法律上のものから見ると、この服務規程をつくっているんですが、これは大ざっぱにつくっているんです、各学校の校長がつくっているのは。この労働基準法に基づいた細かい点は、法律上のものから見ますと、細かい点は載っていないわけです。これはなぜ学校長が、大宜味村の村立小学校の服務規程にのっとって、各学校の校長がその教育編成書に基づいて、労働契約みたいな服務規程をつくっているのかというのが疑問ではないんですけども、そこら辺教育長のところにみんな来ているはずなんですね、各校長から出ているのが、これに目を通したことがありますか。教育編成書というのが出ていると思うんです。その中でみんなつくられている、労働条件とか。私、これ持っているんだけど、きのうもらってきました。校長先生がおのずからつくっている、これを教育長に提出しなければならないとなっていると。教育長はみんなこれに目を通さないといかないはず、見ていないというのがおかしいわけです。こういうのを見たことがないですか、教育長。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの教育長というのは、県の教育庁に提出するものと理解しての答弁になりますが、校長が作成した県教育庁に対する規定というのはちょっと正直申し上げて確認しておりません。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大宜味村の規程、教育委員会の村立学校職員服務規程を見たらわかると思います。いろいろなことがあって、教育長に報告することになっているんです。大宜味村の教育長ですよ。これは皆さん規程を見たことがないんですか。私の理解がまずいかわらからないけれども。これは職員服務規程を各校長が独自でつくっているんです。この大宜味村の母体となる服務規程をもとに各小学校の校長が管理者としてつくっているんです。つくって、例えば4月、新年度になったら先生方が入れかわりますよね、そうすると校長がつくったものを先生方に校長は朗読しながら確認して行っているんです。そういうことをあなたわからないの、教育長として。答弁お願いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 1時52分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 先ほどは認識不足で大変失礼しました。ちょっと的外れな答弁になって非常に申しわけございませんでした。

校長からの教育委員会への服務規程の提出については、毎学期、いろいろ先生方の業務内容を定めたものは教育委員会に報告が来ております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ありがとうございます。

これは県の教育庁の問題だという、雇用者は県の教育長でしょうけれども、結局は採用されて各市町村に異動になった場合には、その村の教育長が、その教員というのは管理するものではないかと思うんだが、そこら辺、私、認識が違っているのかわからないけれども、そういうことを踏まえながら考えますと、やはり新聞等にもあるように、この正職員はもとより、非常勤とか臨時職員、そういう皆さん方がやはり気持ちよく働ける労働条件等が整って、そこにのっとった、例えば病休とかあった場合に、病気で休まなければいけないという場合にも、結局はそういうものがちゃんとされていないためにやめてしまったと、そういう先生もおるわけですから、やはり県の教育長の問題だという認識だけではいけないんじゃないかと私は思うんです。そこら辺を教育長も、この際、こういうことが出た以上は、表面下した以上は、みんなが認識をしていい方向に持っていかないといかんじゃないかなと思っております。ひとつこれから、大宜味村の子供たちを育てて、教育していく先生方を教育長として、教育委員会としてちゃんと見守ってもらいたいと。またちゃんといろんな意見も聞きながら対処してもらいたいと希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） これで教員の労働条件通知書未交付についての質問を終わります。

次に一心療護園の移転計画に伴う村の整備計画について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは一心療護園の移転計画に伴う村の整備計画についてお伺いをいたしたいと思います。

未曾有の被害をもたらした平成23年3月11日金曜日の東日本大震災を教訓に、昨今は国民全体が大規模災害（台風被害または地震被害）に対する意識が高まり、各自治体でも防災管理体制の強化及び整備がなされている状況で地域ぐるみの防災対策を求められています。我が村では、福祉事業を展開する社会福祉法人一心福祉会の障害者支援施設一心療護園は築30年余の年月を経過し、老朽化が著しく、地理的な環境からも危険な状況に置かれている状況は御承知のことだと思います。我が村の福祉は行政を初め、先人たちの取り組みによって障害者福祉及び高齢者福祉に対する施設整備がなされてきております。担当課においては業務を遂行する中、大変御苦労されていると思いますが、社会福祉法人一心福祉会の障害者支援施設、一心療護園の整備計画の進捗状況及び造成整備資金面についてお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) それではただいまの一心療護園に関する平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉法人一心福祉会の障害者支援施設一心療護園の施設移転に関しましては、これまで本議会においても平良嗣男議員や新城一智議員から貴重な御意見や御質問を受けているところでございます。議員御指摘のように、当施設の移転の必要性及び緊急性につきましては十分認識しているつもりであります。また一心福祉会が計画しています施設整備計画のタイムスケジュールについても了知しております。そのため北部連携事業や一括交付金を活用して造成整備事業を実施する予定で、県の担当部局と調整を続けてきたところでありますが、県からの回答は同制度の活用及び他の補助事業の活用も困難であるとのことでありました。村としましては、一心療護園の経過や歴史的な背景等を総合的に判断し、村単独費用を投入してでも造成整備事業を進めるべきであると判断をいたしました。一心福祉会とは、1つ目に北部連携事業の一括交付金を活用しての造成整備事業が困難であること。2つ目に村単独費を投入してでも造成整備事業を推進していくこと。3つ目に造成整備事業に係る事業費の応分の負担をすることで協議をしてまいりました。協議の結果につきましては、既存施設の機能向上を前提に造成範囲及び造成方法等を表示し、応分の負担をすることで合意しております。今後は、造成整備事業に係る具体的な費用を積算し、応分の分担割合を協議していく予定であります。以上です。

○ 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) 大変ありがとうございます。

早いうちに造成ができるように望んでいるところでありますが、先ほど村長からあった双方の話し合いの中で応分負担ということがありましたね。これは私大変気になっておりました。これは応分の負担ということは、これは村がこういうことを言うことは大変なことですよ。これは割当的寄附金の禁止に当たるんです。これは地方財政法の第4条の5に規定されています。そこら辺十分、応分の負担という言葉は使ってはいけません。相手にみずからの寄附という感じでやらないと、この応分の負担ということになると、これは地方財政法の4条の5に引っかかりますから、そこにちょっと勉強やっってくださいね。そこに割当的寄附金の禁止というのがうたわれている。そこら辺を気をつけてやってもらいたい。また逆にこの逐条解説を見ると、住民側から自発的に寄附をすることは禁止されていないわけです。そこをどういうふうにして皆さん方が話し合いをして、この割当的寄附金を受けて、目的、これは寄附金でも自由に使える寄附金ではいけませんので、相手がやるものは目的があるものですから、目的使用するための寄附金としてやらないといかないと思うんです。いずれにしても、先ほど言った応分の負担という言葉はちょっと議事録から消したほうがいいね、本当は。これは法的に応分の負担の禁止に引っかかりますから、そこら辺ちょっと気をつけていただきたいと思いますが、そこら辺どうですか。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) 平良嗣男議員の御指摘、本当にありがとうございます。

今のような御指摘を受けましたら、やはり慎重に反するということがあるようですが、しっかり気をつけながら進めていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○ 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) 最後になりますが、先ほどから村長、事務レベルでは副村長を初め、担当課長は大変御苦労なさってそこまで来ているものだと敬意を表します。

一心福祉会としては、皆さん御承知のとおり、平成25年度からは建設を着工したいという希望がございます。そこら辺は御承知のことだと思いますが、そこら辺からいきますと、早いうちに造成整備を行っていかないといけないんじゃないかと思っておりますので、どういう予算を使って、いつごろ補正で上げるのかどうかわかりませんが、行っていくのか、そこら辺までちゃんと確認していきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの嗣男議員の御指摘でございますが、一心福祉会のスケジュールに沿って、平成25年度の計画に支障がないようなことで進めておりまして、今、それをお互いに調整をしながら進めておりまして、我々、行政の立場としては一心福祉会の計画が実行できるように、実現できるようにタイミングを合わせていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

---

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に小学校の統廃合問題について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 小学校の統廃合問題について。

小学校の統廃合については、反対の声も出る状況の中で、統廃合の方向性を決定するために平成24年度予算に事務賃金も計上して進めようとする意図は何なのか。今後、どのような工程を計画されているのかお伺ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

小学校の統廃合について、反対の声も出る状況の中で統廃合の方向性を決定するために、平成24年度予算に事務賃金も計上し進めようとする意図は何なのかということについてですが、議員御質問の件について、これまで話し合いを持った中でも賛成、反対等、さまざまな意見がある中、早期にこれまで話し合った経過をまとめ、PTAはもとより、村民及び関係者に対し、教育委員会としての方向性を提示することを目的に事務賃金を計上させていただいております。なお、御質問の今後の工程につきましては、7月の教育委員会議、これは定例教育委員会議において基本方向を定め、8月から9月をめどに住民説明会を持ち、合意形成を図りながら12月ごろには教育委員会の考え方を決定したいと考えています。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） ただいま私もこの小学校の統廃合問題については3回目の質問となっておりますが、本当は今年の説明会を十分聞いてからやりたかったんですが、もういろいろ3月の定例会で質問した教育長の答弁とか、これまでの経緯を見ると、どうしても12月までは待てない、早目にもう一度質問しなければならないということで今回質問させていただいております。まずこの事務賃金は別に問題ないんです。この予算化してまでも急ごうとする、こっちが問題なんです。そして私が質問の中で反対の声も出ているという文言を入れたのは、今まで何回か質問した中でも、この反対の声というのはなかなか出てこなかったわけです。賛成とか、統合の意見が多いとか、反対の声は何も出てこなかったわけです。例えば教育長にしても、3月のこの予算の質疑の中で統廃合についていつまでもというんですが、

長い時間をかけてやることも大変重要なんです、子供たちのこともありまして、この問題について早く決定してくれと、早く結着をつけてくれという声はかなりあったと、こういう答弁をされているんですが、これは子供たちの問題だからこそ、時間をかけてじっくり吟味してもらいたいです。そしてこれは早く、この問題は早く決定してくれという、結着をつけてくれという、この周囲は、PTA、地域、村民、これは何%の数字なのか、この1点ですね。あともう1点、この答弁の中で、教育委員会の内部である程度の方向性は持っている、私が思うには統合という決定だと思うんですけども、持っている、これを住民に説明して、住民の理解のもとにこの事業を進めていくということで、この時点で今、統合するということはまだはっきり述べることはできません。こういう返答をされているわけです。ということは、もう内部では統合をやるという方向性を持っての住民説明なのか。前の質問の中にもこれだけはやめてくれと常々お願いしたつもりです。統合ありきの住民説明だけはしないでくれと、そこは十分言ったつもりなんです、本当にこの答弁を見て、中でも十分議論しないままに、中で決めて、それを住民に押しつけようとするようなこの説明会と思うんですが、いかがですか。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 今、たくさんの質問点がありましたので、一つずつ答えていきたいと思いません。

まず賛成、反対、何%の通知かということなんです、これは二、三年前から地域教育懇談会でアンケートをとりまして、これはデータ出ております。このデータというのはまた人数が少ないものですから、村民の意見を的確に反映しているものとはとらえていないんですが、資料が手元にないので、後ほど資料は提供させてもらいたいと思います。

統廃合について、ある程度の方向性を持っているのかということなんです、これも地域教育懇談会等での意見、学校のあり方検討委員会のほうからの報告等もありまして、それを踏まえてある程度の方向性は、村民の思いというのはその方向に流れているのかという方向性はつかんでおります。そして子供たちのためにじっくり時間をかけて話し合うべきではないかということもありましたが、今、学校の現状というのは子供たちが教育に対して非常に不利な状況というんですか、少人数学級、複式等の学級のために大きな不利益をこうむっていて、先生方も複式学級のために学校経営については大変な苦勞をしているということがありまして、そういう問題を解決するためには早目に結論、結着をつけて、子供たちのためにしなくちゃいけない、子供たちは日々成長していくわけですから、待ってけませんので、的確な時期に、適宜こういう問題には対処していかねばいけないということで、いつまでも議論、議論というわけにはいかないし、地域教育懇談会の中でも教育委員会は早く決定してくれないとか、そういうのがありまして、教育委員会としてもこれまでの議論の積み重ねがありますので、もうこれ以上議論して教育委員会が明確な考え方を示さないわけにはいかない、機は大体熟しているんじゃないかということで、ある程度の方向性は教育委員会として持って教育委員会に諮りたい。教育委員会でそれを決定して、素案みたいなものをつくって住民に教育委員会の考え方はこうですよというふうに住民に提示して、説明しに。そして住民からも意見等を聞きながら計画を進めていきたいということで、教育委員会の考え方を持っておりますけれども、それはまた住民に説明して、住民の意見を取り入れながら進めていくと。あくまでも最初からこれは統合じゃなければだめですよということはない、そういう考え方で対処してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) ただいまの答弁でも、やっぱり小学校の統合はありきだなと、私はそういうことを持って進んでいるんじゃないかと感じています。この中にも、これは6月のあじま～なんです、これは教育長のドゥーチュイムニーという独り言の中に、スポーツの中なんです、去る辺土名地区のミニバスケットボール大会のことだと思うんですけども、小学校1、2年生と5、6年生が同じコートと一緒に競技するのは好ましくない。体の発達段階が余りにも違い過ぎるし、危険でもある。じゃあ同じレベルの児童同士で競技させてやりたい。その方法として、やっぱり村内の学校が1つになることかということで、ドゥーチュイムニーの中に書かれております。私はこれはだれが見ても1、2年生と5、6年生を戦わすのはだれが見てもかわいそうと思いますよ。そういった大会があればそこを教育者として考えてやるのが教育委員会の仕事でもないかと思うんですけども、これをいろいろどういうふうに工夫しながら考えてやるのか。ただ1、2年生が5、6年生に負けたから統合するのがいいとか、これはドゥーチュイムニーだからいいんだけど、これが本当に真剣にこういうことを、本心であれば大変なことですよ、これは。そしてあと1つは、これも教育長は読まれたと思うんですけど、今年の4月3日に、これは沖教組の現委員長が新報の論壇の中で学校統廃合は地域に打撃ということで載せてある。これお読みになりましたか。この中に、今年度から学校としても複式の解消のために臨時教員の配置を実現すると、これは今年2月の県議会の中である議員の質問の中でちゃんと県の教育長が答弁されているんです。ちょっと参考に読んでみます。これは答弁者はある方ということでやっておきます。離島を多く抱える沖縄には、必然ながら小規模校、少人数学級が多く点在をする。来年度一括交付金を活用した複式学級解消のための非常勤講師配置事業は、離島の不利性を克服する事業として高く評価したい。小学校で8人以上の複式学級が対象校としているが、すべての複式学級に拡充すべきではないかとの教育長の見解を伺いますという。この流れを教育長、県の教育長の答弁は、これは書かれたとおりそのまま読みますので、知事の政治姿勢についての御質問で、複式学級の課題解消についてお答えします。県教育委員会としましては、平成24年度から複式学級に在籍する児童の教育環境の改善を図るため、個別指導が比較的困難な8人以上の複式学級に非常勤講師を配置することとしました。今後につきましては、本事業の成果等を検証し、複式学級の課題解消に向けて研究してまいりたいと考えております。こういう答弁をされているわけです。もう複式学級、8人以上の複式学級に非常勤講師を配置すると、こういうことはもう村の教育委員会にも通達はあるのか、まだなのか、これは今年の2月の定例会のことなので、これから取り組みはしていくかと思うんですけど、これはまた県や文科省もこういった指針は出されているんです。複式学級、教職員の定数の改善の中で、これはこれで文科省が平成12年8月27日に、小学校の複式学級に通っている編制標準の引き下げ、複式学級の解消ということで平成24年度とあるんだが、今年からこの取り組みをしようと思うんです。これから複式の定数の減になるわけですから、その辺の検討も考えてもらえないかと思っております。ただ、この人数も削減になるわけですから、先ほど言った臨時教員の配置ですけれども、複式学級に、前も何か大宜味小学校であったという話も聞いております。これは非常勤講師を複式の学級に配置したと、その辺をまた後で予算の問題もありますので、村長に答弁してもらいたいんですけど、その件はですね。こういうこともあったと思います。事実、ただ先ほど教育長が答弁の中で各学校でも複式で子供たちに不自由を得ていると、だから統合するということなんですけれども、いろいろ見たらいろいろいいこともこれからあるわけなんです。だからその辺も、いろんなものを考えてもう少し統合については十分議論してほしいと思うんですけど、いかがですか。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

先ほどあじま～での話なんです、スポーツ関係で統合と言っているというふうにとらえられて大変申しわけなく思っています。私は統合と言っていない、村内の学校が1つ。1つということは統合じゃなくて、例えば村内のスポーツクラブで1つになってチーム編成するとか、現にそういう状況、苦肉の策で隣接校等、来てやっていますので、統合というんじゃなくて、1つになる。これはスポーツクラブみたいな形で近隣校の子供たちが集まってチーム編成することも方法ではないかというふうに述べたつもりですが、ちょっと誤解を与えて申しわけありませんでした。

それから非常勤講師ですね、県教育長の答弁にもありますように、今、北部では20名の非常勤講師が複式学級解消のために配置されておりまして、大宜味村では8名、4月から配置されておりまして。喜如嘉小学校1名、大宜味小学校2名、塩屋小学校1名、津波小学校2名が複式解消のために非常勤として配置されておりまして、主要教科算数、国語等についてはこの非常勤講師を活用させて、教室を別々にして対応させてもらっています。大変ありがたい制度で、今後ともこういう配置があれば非常にいいなと思っております。ただ複式解消になっておりましても、いずれ子供たちは少人数学級には変わりはありません。少人数学級でのいろいろ、もちろんメリットもありますが、デメリットもさまざまありますので、これは今後また地域住民の皆さん方の意見を取り入れながら検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと言い忘れたのがありまして、先ほどの沖教組の委員長の話の中で、地域に存在している学校は、一たん廃校すれば二度と復活することはできないということがあります。今現在は、安全な場所であるということで、地域の人口の、都市地区はもう減、そして沖縄は相当見直されて人口の増になるんじゃないかという推測もされております。そこにはやっぱり地域の存在、医療、商店、この学校がなければ人は集まらないということもありますので、ぜひこれから廃校、廃校にだけは頭行かなくてですね、いかにどうして子供たちをこっちによそから来るか、その辺の検討もお願いしたいと思っております。

続いてそのまま村長のほうに二、三お伺いしたいと思います。

先ほど今回で3回目の質問と申したんですが、初回のときに村長は統合は全く考えておりませんという返答がありました。2回目は、この3月定例会では統合に、村長の答弁では教育委員会の方針を尊重しながら進めていくという答弁に変わってきております。その辺も村長も統合という問題について決断されているのか。これは、私が言いたいのは、村長はこの予算の執行権もありますし、村の長として、はっきりやってほしいわけですが、長として、統合はやる、やらない。これをはっきり示してほしい。統合するにはなぜ統合するのかという、理由もちゃんとつけて、その辺をはっきりしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、これまで2回、3回の御質問を受けております。これも先ほどありました、前回は申し上げましたが、いわゆる村長として統合をやる、やらないという方向を持って進めているわけではないので、今、どのほうが大宜味村の子供たちのためにいいのか、どの方向で進んだほうがいいのかと

いうことをしっかり教育委員会が検討していった、検討委員会もあって今かなり詰めているところだというふうに、今の答弁から聞こえてくるわけですが、私としてはやっぱり教育委員会の意向というのは一番大事だと、今、子供たちの教育に関しては教育委員会が所管でございますから、その意見を尊重しなければいけないし、尊重したいと思っております、それで教育委員会とこれからも十分に協議をする必要が出てくれば協議をして、そしてお互いこの役場なら役場の中でも意見聴取、収集をしながら調整をしながら、そして村民の意見がどうなのかと。これは教育委員会が説明会を持つということですから、その場を通しながらしていきたいということで、今、村長からこうします、こうなさいというようなことは今のところは言えません。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 2時30分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

---

○ 議長（金城 勇） 次に孤独死の現状について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 孤独死の現状について。

最近、マスコミ等で報道される孤独死問題について、高齢化が進む大宜味村も対岸の火事ではないと思います。「健康長寿のいきいき輝く文化村」を施策の基本目標に設定しているわけですが、村内においても孤独死の実態はあったのか。または対策及び検討をされているのかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の孤独死についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、最近マスコミ等で頻繁にといいますか、よく報道されております。孤独死あるいは孤立死等が大きな社会問題となっていて、心を痛めているところでございます。大宜味村におきましても、平成17年以降、11件の孤独死を把握されております。現在、安否確認を行うために社会福祉協議会のボランティアグループたんぼぼ会の活動として、週1回の見回りを行っております。対象者はひとり暮らしの高齢者と要援護者となっております。今後の対策といたしましても、地域支え合いマップの作成を行い、近所で助け合う体制づくりを今進めているところでございまして、その実践に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） やっぱり村内でもこういった実例があったということなんですが、たんぼぼの会、週1回、ひとり暮らしとか要援護者を回っているようで大変ありがたい話ではあります。これと、今、村内には70歳ですか、老人といえば65歳からなんですが、70歳以上の夫婦、またはひとり暮らしの世帯が何件あるのか、その辺、村としても把握されているのか。私も時間があればみんな調べたかったんですが、時間がなくて、塩屋だけ調べてきたんですが、塩屋でも218戸のうち、70歳以上の世帯、これは夫婦で27戸、ひとり暮らしが48戸という、約70ぐらいの戸数があるわけなんですが、村内にも相当あると思いますので、この孤独死というのは、もう本当にだれも看取る人がいなくて、本当にかわいそ

うな気もしますが、こっちにちょっと参考資料として、これはニッセイ基礎研究所というところがつくった、セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書の公表についてということで、これは去年の4月21日に公表されているんですが、その中で、全国でも要するに1万5,000人以上の人が孤独死で亡くなっていると。1万5,000人といっても、この統計では1日たって発見されたものは含まれていなくて、2日以上たって発見されたものの人数みたいなんです、そういう全国でたくさんあるわけなんです。この報告から見ると、亡くなったこの1万5,000人のうち80%の人が割合でセルフ・ネグレクトと考えられる。私もこの言葉を初めて見て、ちょっと舌が回らないような言葉なんです、このセルフ・ネグレクトというのは、高齢者が、これは自己放任という意味で、高齢者が通常1人の人として生活において当然に行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから自己の心身の安全や健康がおかされる状態に陥ること。こういうことなんです、やっぱりこういう人は世間とのつき合いがなく、やっぱり一人、いろんな支援策もあるんだが、声をかけたら断るとか、そういう人たちのことと思うんですが、要するにそういうことが80%というと、字のとおり本当に孤独な死ということに思うんですが、これは地域もいろんな、村にも地域包括支援センターということもあるし、こういった地域の公民館、区長を初めとして、民生委員とか、いろんな地域のボランティア活動のメンバー等も網羅して、こういった対策ができればいいと思いますが、本当にかわいそうな例としては、やっぱり親子で、何月ぐらいですか、東京であったんですが、親子で住んでいた、介護している六十何歳かの子供が突然亡くなって、親が90歳であるんだが、その方は生きてはいたんですが、この方が亡くなって自然と亡くなったと、こういった痛ましい事件も、事故もありますし、またこの役所の担当者の回答が、援護者がいるから大丈夫と思ったと安易に考えているわけです。やっぱり常日ごろから、大宜味村はケートゥナイみんなシッコールーでユイマールの精神もあると思うんですが、これいつ何時、人はひとり住まいの人が転んだりして動けなくなる。夏場になると特に、転んで動けなくなっても戸は閉め切って、温度が相当上がるものですから、そういったときの緊急体制はどういうふうに思うかということも感じたんですが、先ほど平良嗣男議員の一括交付金の村長の答弁の中で防災無線の戸別設置ということも答弁なされていましたが、その辺を活用してどうにか緊急通報体制ができないか、その辺もちょっと考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 大城佐一議員の質問にありましたことについてお答えします。

現在、65歳以上の統計ですが、これは現況調査を行ったものの数で、ひとり暮らしの方が196名、高齢者のみの世帯が135世帯あります。これが全体的に言うと、約55%の高齢者がそういった状況にあります。孤独死ということが平成17年度以降、11名ありまして、この中で、ほとんどの方が亡くなって1日目か2日目で発見されているような状況で、中には4名ほどの方が時間がたって発見された例があります。状況としてはこういった状況で、今後の対策としては、今年度、地域支え合いマップを作成しまして、各部落区長を初め、民生委員とかの協力を得て各地域の中でも、さらに細かい班の単位まで落として地域でだれがどのような形で支え合うかを地域支え合いマップを9月あたりから部落を回って作成していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 最後に急患に対応するという状況をどうつくり出すかということだと理解をしておりますが、実態を今、把握するということからまず始まらないといけないので、その実態把握と、

それに対する声かけというのは、今課長から答弁のあったようなことで進めているところ。一括交付金を使ってひとり暮らしといいますか、あるいは2人とかという、少ない家庭との連絡のとり方というのは、先ほど一括交付金ということもございましたが、その中で申し上げました、いわゆるこれは防災無線等との関連も含めてなんですけれども、村内全戸にそういった対象として受信機といいますか、戸別の受信機を設置したいということは今考えていて、これは申請の中に入れてはございます。これをぜひ生かして、村民の安全、生命を守っていききたいなと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 先ほど課長のほうから区長会で地域のことをあげたという話があったんですが、これは去年の区長会に大宜味村の要援護者避難支援台帳の作成についてという、お願いということが去年、区長会でやっていたものですが、これと同じ、これとは別なんでしょうか、これとは同じ内容なんでしょうか。大体、これは3・11の地震のあれで、高齢者をどういうふうに避難させるかという、あれと思うんですが、それと同じ考えだと思いますので、ぜひこういった老人世帯の把握と、こういった個別の詳細をつくって、早目につくってもらって、地域で見守る形でできるような方向にしたらいいなと思っております。あと1点、3月に診療所の件を話したんですが、こういった診療所の訪問看護、往診とかも、各地域にどんどん入れてもらって、足がなくて来られない人もいるし、ちょっと調子が悪くて行けない人もいるし、その辺もどんどん活用してやってもらいたいと思います。そして一番問題なのは、例えば押川とかサーウイ、キンナー、こういう転々としているところのひとり住まい、その辺ははっきり把握して、定期的に回るとかしないと、ああいうところでは大きな声でしゃべっても聞こえないということもあるし、こんな密集地域はケートゥナイよく見たり、聞いたりしているからわかるんだが、またあるヤマトの、これはテレビでちょっと出ていたんですが、高齢者の健在を知るために朝起きたら、この家に何か問題があったわけです、旗を立てられているんです、赤だったか黄色だったかわからないんですけども、旗があったら今起きて元気ですよという印みたい。また夜寝るときにこれをとって寝て、きょうはおばあさん元気だなということで、すぐみんながわかる。もし旗が出ていなければおかしいんじゃないかということですぐ行って確かめるといって、そういうふうにやっているところもありました。これからも孤独死そのものを防ぐことではなく、孤独死に至る経過を防ぐことが孤独死を防ぐ大事なことだと思うんですが、その辺のことも十分入れて、孤独死がふえている地域に共通しているのが近所づき合い、横のつながり、つまりコミュニティーが形成されていない地域が多いと、今度は村としても、ハード事業も大事ではあるんですが、人間の心を考えたソフトな部分をもっと大事にしていかなければ孤独死の問題は解決されないと思いますが、村長はどうお考えですか。それで私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 去年から防災マップとか、そういった考え方のもとで区長会あたりに呼びかけて、それと現況調査も終わってきたわけなんですけど、現在、考え方を、これまで災害に対してどうするかということだけにちょっと走り過ぎてしまったかなという反省がありまして、ふだんの生活の中で地域の安否確認をどうするかということで、今回、地域支え合いマップという形で名前を変えています。そういった形で進めていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま課長からあったような、この過程が大事だということはよく承知して

いるつもりでございますし、そこのところに抜けがないような手だてはどうすればいいのかということも含めて、今、検討しているところであると思いますので、孤独死といいますか、そういう寂しい状況が出ないように、一人一人が元気で過ごしていけるような状態をつくる。そのためにちょっとさっき私、説明不足というか、ミスがあったかなと思うんですが、今度出しているものは防災無線という、消防との関係なんですが、こういう形を使いながらさっき言っていたことができないのかということでもあります。それを考えながら進めていきたいというふうなことで、お互いに一人一人が大事にできる村の社会、一人一人でも寂しいといいますか、惨めな人がいないような、そんな状態をみんなで心一つにして進めていける、そんな環境づくりが大事だと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に消防器具格納庫の増設について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。

消防器具格納庫の増設について。

田嘉里区、謝名城区の消防格納庫が1カ所にしかないが、万一、火災が発生した場合、初期消火の対応ができるのか。去る村施策説明会で謝名城区長から質疑がありましたが、答弁で一括交付金でもって増設の計画をしたいとの答弁でありましたが、早急な増設をお願いして、村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、財産、生命を守るという観点から非常に大事な事項でございます。村民が安心して日常生活が送れるように、村としては常に安全な地域づくりを推進していくところでございますが、特に御指摘の防火対策というのは、村民の生命、財産を守る上から非常に重要な課題でございます。先ほどありました施策説明会で説明した一括交付金での消火栓設置事業を申し上げましたが、消火栓と格納庫が一組となった整備ということでもあります。ところが格納庫単独の整備ということも考えなければいけないだろうと。両方でなければ、また単独の整備についてもさらに検討を加えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長の答弁にありましたが、生命、財産を守るためには1つ、2つでも多くの格納庫が欲しいということなんですが、田嘉里の場合は、格納庫が1カ所しかないです。消火栓は五、六カ所部落内にありますが、格納庫1カ所でホースが平成3年のものが3つしかないんです、平成3年の、これは部落が買ったものです。全くこれは使用できるか、できないかも、これはちょっと使ってみないとわからないんですが、平成3年ですね、部落で買ったものがそのまま格納庫に収められていると。それからホースの先のノズルですね、ノズルも中のパッキンが切れて、みんなそばから漏れるんです、確認しましたら。こういったノズルの関係ももう20年前に使ったものをそのまま格納庫に入れられているもので、ホースもとてもじゃないですけども、ホース、ノズルが使用不能ということなんです。これと消火栓の開閉する器具、これも1つも開いていません、謝名城もそうですね。謝名城も1カ所しか

ありません。ホースが3本で。この器具が不備なんです。これがないと簡単に開閉できないんです。何で開ける、バール持ってきてやるか、これもちゃんとした格納庫に、こういった器具をちゃんと整備しておかないと、いつ何どき、だれがでも使えるような体制へ持っていけないと困りますよね。それと消火栓の近くにぜひ格納庫を設置してほしい。それから謝名城のほうは確認していませんが、田嘉里のほうは防火水槽もないんです。そうですね。多分ないと思います。防火水槽の設置ですね。消火栓のある場所に格納庫の設置と、あれも格納庫がないと、消火栓があっても迅速に初期消火できないんです。1カ所からとってきて、特に例えば、田嘉里の場合は範囲が長くなっていますので、部落の集落が、屋嘉比で万一火災が発生した場合は、公民館のほうまで、来るまで初期消火できないですよね、消防が早くつきますよ、時間的に。こういったことはありますので、ぜひこういった、この前の施策説明会でも課長から答弁ありましたが、一括交付金でやるということでもありますので、ぜひこの生命、財産を守るために、地域安全のためにも消火器具を設置してほしいと思いますが、担当課長確認いたしましたか、田嘉里の格納庫。ちょっと答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 今、議員のほうからありましたように、田嘉里のほうは消火栓は14ありまして、格納庫については今確認していないんですが、防火水槽はありません。謝名城は消火栓は8つありまして防火水槽もないんですが、防火水槽があるところは喜如嘉1、大兼久1ですね、塩屋が1、津波1ということで、防火水槽も今こういう状況です。そして消火栓と格納庫は、やっぱり同じところがないと、初期消火はできないわけですから、当然、消火栓と消火用の物を入れる格納庫は、一対として整備しなければいけないということを考えております。県の地域防災計画の中の、消火の計画の中でもまだ十分に整備されていない地域については整備していくという基本的な計画を持っておりますので、その辺も今後、そういう消火栓、格納庫が一対でできるような整備の方向を探っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、総務課長からの答弁でありまして、ぜひ早急に計画なされまして、この消火栓の近くに格納庫を設置いたしまして、住民だれがでも初期消火に対応できるような体制をつくってもらいたいと思います。

それから1つ、防災に関連いたしまして、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓に沖縄県でも今年の9月9日に北部12市町村として平成24年度沖縄県総合防災訓練が計画されていますが、実施の想定は沖縄本島北西沖地震が発生し、10メートルの津波を想定で、自助、共助を住民型防災訓練を展開するが、もちろん村としても参加すると思いますが、どのように村民に知らせるか村長にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） この件ですね、議員が言った訓練については、17日に、たまたま饒波区で、沖縄県の防災訓練の一環として饒波区でありました。そのとき終わりました、根路銘区においては自主的に自主防災組織ということで、その防災訓練が行われております。そしてほとんどの区民が参加して防災訓練を行ってございました。それが終わって後から区長との懇談が、ちょっと立ち話みたいな感じだったんですけれども、その場所でもその防災訓練の件にはありましたので、県としては参加いたしますが、国頭地区消防組合組織であります国頭村、大宜味村、東村も独自の形で北部を含めて、国頭、大

宜味、東でも独自の形で行うということの検討はやるべきだということでありましたので、今、そのことについて、何ですか、いろんな日程等の調整もあります。たまたま県が今予定しているのは、ウングミとか、地域行事の前後もありますものですから、その辺の日程調整をきちっとして、一緒に訓練ができるようにしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に村史編纂室の公募について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） まず公募の月がちょっと抜けていましたので、加えて質問していきたいと思っております。

村史編纂室の公募について。

村史編纂委員から、村史編纂室の嘱託員を4月に公募を行ったが、応募した方々が不採用になったことを聞き、今後の編集業務に支障を来すのではないかと心配だというお話がありました。なぜ公募しながら採用しなかったのか、理由をお伺いいたします。

また、今後再公募する予定はあるのかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城辰徳議員の村史編纂室の公募についての御質問にお答えをいたします。

去る4月18日から4月24日の間、申し込み受付期間を設けまして、村史編纂室指導的職務嘱託職員の公募をいたしました。応募をした方々につきましては、応募資格や労働条件、処遇について書類を審査しましたが、適合する者がありませんでしたので不採用としております。今後のことにつきましては、今後の嘱託職員の採用につきましては、村史編纂事務が円滑に行われるよう、今議会に嘱託員報酬の予算補正をお願いしてございますので、対応していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 今の村長の意見では、本来の公募をしてそういうふうな応募資格とか、そういうことでできませんでしたということですが、そういう中で予算がなくてそういう形になったのかですよね。しかし5月22日の村の施策説明会において、総務課長が村史の編纂室長を兼務しながらやっていくと、嘱託員も2名だという形でやっていくということは、前年度までは室長がいたわけです。本当にこのような形で仕事がこなせるかということで心配なされているわけです。そういう中で4月に応募したことは計画上に、計画が本当にどういう形で計画を立て、公募したのか。5月に対してはこういう形でやっていきますという施策説明会があるということが、何か計画性のない中でそういうふうな募集をかけているような気がするわけです。やはりこういった中で応募した方たちの資格がなかったということに対して十分なる説明をしたり、何かそういうふうな対応をなされたのかどうかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） この件は、先ほど村長から話もありましたように、村史の編纂室の指導的

職務ができる嘱託員ということを考えておりました。ということは、これまでの村史というんですか、そういったものを編纂する経験があつて、またそれについての編集業務とか、そういうことができる嘱託員を採用しようということでありましたが、その中で、嘱託の中に、いわゆる勤務時間等について村としての条件、勤務時間をきちんとやってもらえるかどうかということがありましたが、たまたまこの履歴書の中で勤務時間について適合しないんじゃないかということでありました。決して、計画性がなくて進めてきたかということじゃなくて、これは実際、履歴書をもとに個別にそういう審査をするものですから、やっぱり勤務時間等の確認は必要だということでありまして、結果的にそれに勤務時間とかその辺について適合しなかったということだけでございます。それで今、私は総務課長を兼ねてこの編纂室長ということですが、今年は島々のビジュアル版を区長を中心に協力をして、今、編集作業をしております。ですけれども、実際これまでの編纂業務の経験とかそういったこともないものですから、ある程度の専門的な知識を持った方にぜひそういう村史の編集業務をしてもらいたいという計画もあります。今、村史編纂室としましては、島々のビジュアル版を今年度の事業としておりまして、来年度は戦争のことについての村史の資料をつくりたいということもありますので、この編纂委員会の計画に沿った形での事務をしたいということで、今度の議会に嘱託員の報酬、予算補正をしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 勤務時間という、時間で不採用になったというのが事実だということですがけれども、やはり、今、予算の話も6月になってできたと、なぜ4月にやったかということなんです。そういったこともありますけれども、要するに私が言いたいのは、こういった仕事の流れの中で村内で不信感を持つんじゃないかと思うわけです。きちっとした勤務時間というのは、一月に20日以内ということがありますよね。そうであればきちっと20日とうたうべきじゃないかと。じゃあいない、少なれば勤務時間に対する労働日数が少ないからできませんという理由では、きちっとした相手方に対する説明が不十分じゃないかと私は思います。それからやはり経験という話がありますけれども、前回まで室長をしてこられた方もいらっしゃるわけです、その中には。そういったすばらしい方が応募したのに対してもそういった勤務日数、労働時間が少ないからということで不採用になるということ自体がこういう公募に対する不信感、それから編集業務の中のこれから村史をつくっていく中で、本当に大丈夫なのかということが心配されているわけです、委員の皆さんからの話はですね。ですから今後もっときちっとしたことを考えて、村史をつくっていただきたいと思います。最後に村長のほうで答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの辰徳議員の御質問に再度お答えいたしますが、先ほどの内容につきましては、担当課長のほうから詳しく説明がありましたような経緯をたどっておりまして、私たちとしてもこの村史の編纂がスムーズに、中身の濃いものでいけるようなことは常に考えておりまして、今、少なくとも御指摘のとおり、支障を来さないような方法で詰めていきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

---

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に各小学校用地の未登記について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 質問に入る前に、3月議会で質問しました火葬場駐車場のライン引きにつきましては、早速の対応をいただきまして大変御苦労さまでございました。そういうたぐいの件につきましては、今後ともひとつ迅速な対応を期待しておりますのでよろしくお願いします。

それでは各小学校用地の未登記について質問をいたします。

平成23年度に土地の財産台帳の整備が終了されたようでありますが、まず2点についてお伺いをいたします。

各小学校ごとの未登記についての地番、筆数、面積等、その当該土地に対する固定資産税の賦課の状況についてはどうなっているのか。この2点をお伺いいたします。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

○ 教育長(友寄景善) 前田 孝議員の御質問にお答えします。

1点目の学校ごと地番、筆数及び面積についてですが、学校用地の財産台帳によりますと、喜如嘉小学校は字謝名城868-1、ほか41筆。面積は2万4,160平方メートルです。次に大宜味小学校、これは幼稚園を含めてですが、字大宜味1番地、ほか68筆。面積1万7,155.99平方メートル。塩屋小学校については、字塩屋533番地、ほか5筆。面積が9,182.69平方メートル。津波小学校は字津波279-1番地、ほか6筆。面積1万1,936平方メートル。大宜味中学校は字津波95番地、ほか6筆。面積2万6,597平方メートルとなっております。

2点目の固定資産税の賦課状況についてであります。学校用地においては行政財産であり、公共用財産であることから非課税になっているものと理解しております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今、この件数を聞いて非常に驚いているんですね、それだけあるというのは。前々からそれはあるのは私わかってはいるんです。しかし、教育長おっしゃっていたものは、ひとつ書面にして、まとめて提出していただきたいと思います。議長のほうでその処置をお願いしたいと思っております。固定資産税のその課税はないというのは、それは当然ですよ。それは皆さんは地方税法の第348条第2項第1号に基づいてやっているから課税はしていないだろうと思うんです。1件もないということですか、どういうことですか。そこまで全部調査なされておりますか。それではまた後でも別に構いませんけれども、現在は課税されていないということですね。もし課税されているのであれば、それなりの手続もまた必要なんです。それでなぜその質問をするかということになれば、先ほど小学校の統合問題の質問もありましたように、この未登記分について、皆さんは地域懇談会とか、何か、それと教育委員の皆さんは恐らくその事情は御存じだと思います、当然のことながら。しれで学校あり方検討委員会も今、立ち上げようとしておられるわけです。そういうような委員の皆さんにもそういう実態というのはお聞かせいただかないといろいろ判断にも迷うところだろうと。それで皆さんが地域懇談会でそういう実態も報告していただけないんです。なぜなら未登記分はいろいろ都合が悪いから言いにくいでしょうけれども、反対のための口実も与えかねないんです、これは。そして統合後の学校の跡利用ということになってきた場合に、経済活動をそこで行おうという場合には、当然ながら所有権主張されますよ。それでこの未登記分については、今まで村としては、村道や農道の開設の前には登記手続、なかなか遺産分割ができないということで承諾書なるものをもってやっぱり開設工事などを行われてい

ると思うんです。ですからその学校用地の分についても少なくとも相続人代表を定めて、一筆ぐらいやっておかないと後々、統合後の紛争が予想されるから私はあえてそう言うんですが、そういう点についてはどうお考えですか。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 3時28分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

---

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田 孝議員の御質問にお答えします。

先ほど教育長のほうから、各学校の地番及び面積、筆数をお答えいたしました。それについては全体面積と全体筆数になっております。そのうち、やはり未登記部分に関してのものがああります。その未登記部分に関してということは、所有権登記がなされていないということでの判断と考えて答えていきたいと思ひます。この件については、以前よりやはり所有権移転がなされていない部分も多々あろうかと思ひます。その部分に関して、先ほど、議員がおっしゃったような覚書等のものを、書類がまずあるのかどうかを確認しながら、現在の地番、地積、そういうところをもう一度、再度検討してチェックしていきたいと思ひております。未登記部分に関しては、前の登記でいうと、保存登記がなされていない部分があろうかと思ひます。そこら辺についても現登記法の中でできる限り所有権者を追って行って、その確約たるものをとっていききたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 次に今後の対応策についてお伺ひしたいんですが、先ほどお伺ひして大宜味中学校も何件かあるということで大変びっくりしているんです。さっき大宜味中学校の話をやっていたんじゃないですか。皆さん、私が質問通告しているのを簡単に扱っているんですか。あるという答弁があったでしょう。それはないと思うんですよ、大宜味中学校あたりは。新しい学校でそれだけやって、そのころ私も役場におるからね、そのときに財産購入しているのをちゃんと知っていますよ、それは。もうちょっとしっかり調査してもらわないと困りますよ、これは。それで今後の対応策についてお伺ひしたいんです。これまで先輩の教育課長あたりは、先輩方は大分御苦労して整備してきたんです。その経過は皆さん御存じのはずです、何年に整備されたか。最近はこのものに対する予算の計上はほとんど見当たらないんです。その辺もひとつ努力してもらいたいと思うんですが、そこで私、村長には、質問通告はしていないんですが、これはお答えにならないでも一応お聞きだけなさってください。村長も教育長を長く務められて、内容を大体把握されていると思うんです。それで地方自治法の第149条関係の長の権限としての担当事務がうたわれているんです。それで同じく地方自治法の第238条の2の関係にしますと、固有財産に関する長の総合調整権ということがございますので、教育委員会あたりとそういう調整も努めて、予算の問題等いろいろあろうかと思ひますけれども、最終的には財産管理というのは長の責任になりますから、法的に。その点からひとつ、きょうは聞くだけにとどめておいても結構ですよ、私は通告を村長にしていませんので、教育委員会だけですから、そういうこととお伺ひしたいと思ひます。教育委員会の今後の対策について、やっぱり地域の懇談会とか、地域説明会、そういったとこ

るでもこういう実態はさらけ出したらいいですよ。そのことによってじゃあどこかとわかれば、その地域の方々から協力を得られるんです。仮に謝名城でそういうふうな、恐らく3世ぐらいの方になってくるだろうと思うんです。そういう方々でしたら私らも皆さんと一緒にあって、労を惜しまないですよ。一緒に協力してそういう解決までもやっていきたいということは言うておきます、私らも。そういう場所で明らかにしないと、なかなか協力いただけないものですから、そういう実態もさらけ出してください。みんなで共有すれば処理は速いですよ。中には文句言う人もたくさんいるでしょう、それは。それは覚悟しないといかん。今後の教育委員会の対応策について期待をして、対応策についてのお考えをお聞かせいただきます。それで終わります。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

今後の対応策についてであります。未整備の部分がありますので、これは財産台帳等を再度確認して、これまでの経緯を調査しながら所有権、登記等について努めてまいりたいと思います。先ほど御提言がありました地域教育懇談会での未登記部分等について、今後、時間も制約がある中でこういう重要な問題等について、これは早目に整備しなきゃいけない問題ですので、できましたら何らかの形で地域住民に対して説明し、現状を報告してまた理解を進めながらこの整備を図っていききたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 3時37分)

# 平成24年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成24年6月20日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年6月20日 午前10時00分)

散 会 (平成24年6月20日 午前10時45分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 豊
副 村 長	山 城 清 臣	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	宮 城 博 俊
村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監査事務局長	神 里 富 松
産業振興課長	宮 城 豊		

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	承認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
2	承認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
3	承認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
4	議案 第 2 2 号	大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例	質 疑 委員会付託
5	議案 第 2 3 号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
6	議案 第 2 4 号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
7	議案 第 2 5 号	大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
8	議案 第 2 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
9	議案 第 2 7 号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
10	議案 第 2 8 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
11	議案 第 2 9 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可

決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。  
本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。  
したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。
- 

#### ◎承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。  
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。  
したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。  
本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。  
したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。
- 

#### ◎議案第22号の質疑、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第4 議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
1番 大城佐一議員。

- 1番(大城佐一) 鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について質疑を行いたいと思います。  
これは委員会でもいいかと思ったのですが、委員会に入っていないのでこの場で二、三聞きたいこと

がありまして、質疑したいと思います。

まず初めに、鳥獣被害対策の実施要綱を見ると、条例そのもの、設置はよろしいんですけども、この中身について、編成の中で近隣市町村との綿密な連携を図る。総会の中でも、郷友会の総会の活動区域は大宜味村区域とあるんですが、イノシシはいいとしても、カラスは、これは大宜味村だけで限定されるわけではないわけです。話に聞くとカラスの活動範囲は10キロ前後と言われておりますが、これは北部全域を股にかけた活動範囲になると思うので、きのうの一括交付金の質問の中でも広域的なあれをすということでありましたが、今回、条例を設置するに当たり、去る北部地区の柑橘部会の総会が6月13日にあったんですが、その中の質問の中でこういったカラスの駆除の問題がありまして、北部地区の営農センターの長は、これは北部地区全体にまたがることだから、各市町村単位でしたら大変な事業量となると。そういうことでJAとしても北部地区をまとめる中で、こういう状況の中で営農センターがまとめていくことは検討していくということで答弁があったんですが、今回も郷友会の役員の中には大宜味支所営農センターの指導員も入っているわけです。その辺の中での連携をちゃんと密にとられているのか。やっぱりカラスは広域的にやったほうが一番いいんじゃないかと思っております。この辺どうなのか、1点です。

あと1点は、この実施隊は捕獲するわけですね。捕獲する中で条例規則をみんな見ても、実施する方たちの、例えば腕章をつけるとか、名札を大宜味村が発行したのものをつけるとか、そういうもの、何もないものだから、その辺は検討されているのか。これをなぜ言うかという、大工又地区で、よそから来て、このカラスを全く見知らぬ人らが撃っている。楽しみでやっているのかわからないんですが、こういうふうに行っている話も聞こえるものだから、この実施隊をする中で、ちゃんと大宜味村から、長から委託された隊員ですとわかるようなことをしてもらえないかということです。以上であります。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいま大城佐一議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず1点目、鳥獣の被害に関する広域的なものはどう取り組んでいるかということなんですが、我が村においては、平成23年度年度末において、鳥獣の被害防止対策協議会並びに狩猟会の設立総会をして、今現在取り組んでいるわけなんですが、議員御指摘のとおり、ヤマシシとかは広域的には動かないと思うんですけども、カラスの場合に関しては、じゃあ大宜味村がこういう駆除をしたからということで大宜味村がよくなるかという、ちょっとまた東とか国頭、名護市とか、そういうところから来て、もうイタチごっこになるというのは目に見えているということで、その辺の議論というのはいろいろされています。その二、三週間前に北部地区の鳥獣被害の協議会においても、私は出席していませんが、担当の者に北部地区全域で取り組んでいけないかということを提言させました。そうしたら北部地区のほうとしては、地区の狩猟会のメンバーがかなり少ないということで、沖縄全域の狩猟会にも応援を頼んでどうにかできないかということでの話し合いは今後もやっていきたいと思っております。大宜味村においては、狩猟会のメンバー7名で今現在も頑張っているわけですけども、やはり議員御指摘のとおり、広域的にいろいろ飛んで被害を拡充させているカラスに関しては、北部全域で今後とも早急に取り組んでいく必要があると思っておりますので、今後も頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

2点目、狩猟会の名札とか腕章とかはどうなっているかということなんですけれども、実際に今は7名の方にもそれは指示して、やられていると思うんですが、今後、帽子、腕章、チョッキ等を実施隊の予算の中から新たに支出して、そういったものに取り組んでいきたいと思っております。それは狩猟会の中で

も話し合いは済んでおります。以上、また狩猟会とともに頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） ただいまの答弁を聞いて、大変期待しておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。ぜひ、今 J A、北部地区、営農センターも出ていますので、広域も、市町村も出ていますので、ぜひ横の連携をとって、両方立ち上がってやるのではなくて、ぜひ1つにまとまってやってほしいと思います。

あと腕章、帽子、チョッキ等の話もありましたから、これは大宜味村の実施隊とはっきりわかるようなことで、ぜひやってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第23号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番 前田 孝議員。

○ 6 番（前田 孝） 附則についてちょっとお伺いしたいと思います。

この条例は、平成24年7月9日から施行するということになっているんですが、普通だったら切りがいいもので1日と大体やりそうなんですが、9日にこだわっているのは何か理由があるんでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

住民基本法の施行が7月9日になるために、その日になっています。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第24号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第25号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第26号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは予算書11ページ、補正予算の説明資料が30ページ、この30ページの説明資料を見ても中身がわからない。これは地域防災としかならないんだけど、総務課の2款1項1目19節の説明47でコミュニティ助成金（地域防災）ということで200万円の計上がありますが、これはきのうの一般質問に関連して答弁があったんだが、これは初期消火の設置の関連ですか。そこら辺が説明書にないものだから、そこら辺を説明してもらいたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） この200万円については、平成24年度、コミュニティ助成事業の助成金であります。それは根路銘区の自主防災会が対象で、助成対象として中型の物置、テント、発電機、救助収納庫、リヤカーが助成対象となっておりますので、初期消火栓のことではありません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ちょっとお伺いしたいんだけど、3月の定例議会で私が初期消火栓の件を皆さん方に質問をしましたが、皆さん方の答弁には平成24年度早々に水道事業の基金が最終の事業に当

たるので、これから事業費の捻出をいたしまして、平成24年度には消火栓を不十分なところを整備していきたいということを言っているのだが、平成24年度、早目に補正予算でやっていくという皆さんの答弁だが、この予算書を見たら計上されていない。それはどこに飛んだんですか。そこら辺をお伺いしたい。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） これは今議会に補正として、総務課としては上げるということで準備してまいりました。それできのうも話ありましたが、一括交付金の中の具体的な事業として一括交付金に関する事業があるんですが、次に防災関係の事業をそのパッケージの中にありまして、これは一括交付金で財源とした事業ということで1,100万円ぐらいの消火栓、格納庫、それを予定しておりましたが、一括交付金が今議会ではなくて、新たに県のほうの交付決定とか、その辺の具体的な交付決定がおりたときに一括交付金は別個に7月の臨時議会等で計上しようということになっております。ですから消火栓とかそういう事業をしないということではなくて、今、一括交付金を財源として取り組んでいこうということで進めております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 皆さん、この質問に対して、ちゃんとした根拠があって平成24年度の早目にやるということを申し上げながら、延ばしていくということはどうなのかなと思っているんです。いろいろな事業の絡みがあってすぐできるものとできないものがあるんですが、しかし我々としては、そういうことを質問して、皆さんの返答を受けて、返答を受けたものをそのまま、我々は部落常会とかいرونなところで議会報告をやっているんです。皆さん方がそういうことを答弁しているから、そのままの状態では私は議会報告をやっているわけです。これがついつい延びていくということは、我々からしたら不信感を感じるんです。そこら辺をしっかりとやってもらいたいと思います。これは実際、一括交付金でちゃんとやるということですよ、7月になるかどうかわかりませんが、臨時会を持って予算計上していくと、これは本当に確約できますか、お願いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） これは一括交付金の財源として取り組んでまいりますので、予算を財務課のほうに具体的に出して、今議会での提案という準備だったんですけども、一括交付金がこの状況ですので、今議会で出せなかったということですので、一括交付金の中には具体的に入れていきたいということです。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは予算書13ページ、2款1項9目村史編纂費の1節報酬についてお伺いいたします。

今回、追額16万円の8カ月分として128万円計上されているんですが、その嘱託員の人選のめどはついておられるのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 具体的にだれということはありません。それで予算の承認をいただいた後に具体的にまた公募の方法をするか、改めて募集をかけて審査してやっていきたいということです。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 人選は公募してこれからだということなんですが、それで大宜味村嘱託員に関する規定の別表第1、それからしますと、重要な課題に対応する指導的職務をする嘱託職員は月額21万円と、その他事務的職務を遂行する嘱託職員は月額12万円と。この予算計上を見ますと16万円となっているんです。その16万円という規定の報酬額とはマッチしないんです、適合していないんです。16万円計上という根拠をお示し願いたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 総務課長。

○ 総務課長(島袋一道) この件については、規則を7月1日に、嘱託員に関する規則を改正してやりたいということで、既に準備しております。7月1日からの施行ということで規則を変えていきたいということです。以上です。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 規定を変えるから、変えていく予定だから16万円の予算計上をしているんだけど、これは現在生きているんです。そうならば、16万円を計上する前に、早急に規定というのは村長の手元でできますから、議会の手がかかるわけじゃないし、規定が先じゃないですか、予算が先ですか。ですからそういう疑問が出てくるんです、皆さんはそうお考えかもしれないが。その規定は21万円と12万円だと別表第1にはあらわれていたんです。それを7月1日で規定を改正してやりますから、今16万円予算計上しているんだと。それは皆さんの都合です。審議する場合にはやっぱり規定が現在どうなっているか、そしてこの規定に準じた予算計上であるかと。予算というのは法令上に基づかなきゃならないでしょう、そういうのは恐らく。ですからそういう疑問が出るんです。そういう進め方をやっているんでしたら仕方ないと思うんですが、今の逆申請の問題について何かあればお伺いして終わります。

○ 議長(金城 勇) 総務課長。

○ 総務課長(島袋一道) その件は、非常に説明不足だったということです。これは既に例規審議委員会は終わって、この規則の施行については7月1日からということで手続が既に済んでいるということですので、委員会等でその資料を提出して説明にかえたいと思います。以上です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 説明資料の33ページお願いしたいと思います。

建設環境課の4款2項1目11節の看板制作不法投棄なんですが、これは私も不法投棄に関しては一般質問を用意していたんですが、今回これを見ると看板を設置してくれて大変うれしく思っております。これから指摘しようかと思っていたんですが、こういうふうに行われているので、これも一応、予算委員会の中での質疑でよかったと思うんですが、予算委員会には村長は出席できませんので、ぜひ村長に質疑をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3月まで不法投棄のパトロール隊を組んでいたんですが、その辺はぜひ予算化して継続してもらいたいと思ひます。これはなぜかという、看板をこうして設置するわけなんです、回っているものと、看板があるだけのものとは、やっぱり不法投棄する人の心理が回っているんだなということで、投棄するのにもためらうところもあると思ひますので、ぜひ今後、不法投棄のパトロール隊を組んでもらって、実施してもらいたいと思ひますが、いかがですか。村長の判断でお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) 今のお話、2カ年ですね、その用意をしていろいろ補助金といいますか、献金

等もあって使ってまいりましたが、かなり整理できたかとは思いますが。今のような事項につきましては、必要な部分が出てきたときの対応の仕方というのが出てきますので、その対応についてこれからの状況を見ながら進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） あっちこっち大宜味村の山は中南部から本当に不法投棄の的になっているような地域でありますので、私ども3月の末ごろ、この不法投棄の改修状況を大工又の入り口で見たわけなんですけど、もう大変いろんなものですね、これは回収するにもユニックをリースしてやっておりますが、こういうものをどんどん捨てられてくると、回収するのは捨てられた自治体だと思うので、大変な出費にもなると思っております。警戒パトロールしておけば、人の心理的にもちょっとは捨てがたくなると思っておりますので、その辺はぜひお願いしたいと思っております。

あと1点は、課長に。20というふうに看板設置をされていますが、これは大体の場所は設定されているわけですか。おおまかにわかればちょっと。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの質疑ですね、20カ所ということですが、昨年1年間で巡回しました、パトロールしました結果等を踏まえて、今どこどこですということではありませんが、要所を押さえまして、実際に投棄されている場所以外にも周知、こういうことの周知目的に、下のほうの集落地域にも要所には何カ所か違う表示で設置したいということで、今、全体で20なんですけど、その辺を踏まえて投棄箇所、それと住民への周知目的の看板ということを考えて予算化しております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ私が言いたいのは、結の浜ですね、ちょっと見たことがあるかわからないんですが、私はその辺をたまに歩いたりするんですが、あの結の浜の現場を見たことがありますか。こっちにはテレビとかペンキの缶をそのまま、ゴルフバッグとか弁当がらとか、いろんなものが捨てられております。これは環境整備とも関連あると思うんですが、これはススキがたくさんあるものだから、見えないものだから、やはり人というのは向こうから見えなければだれでも捨てると思うんです。こっちがきれいに整備されていけば、きれいにされているから捨てにくいなという感情も出てくると思っておりますので、この辺をまた不法投棄と整備とは違うんですが、その辺をまた村としても1回は結の浜の環境整備もやってもらいたいと思っております。ぜひひとつ、テレビが捨てられているのは診療所に入った左側です、塩屋側、その辺にテレビもありますので、その辺まで見て、この辺はまた釣りする方がたくさんいますので、餌とか釣り針、いろんなものが捨てられていますので、そういったものの看板をまたつくってもらって、置いておけばいいかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では予算書20ページの農地費の産業課をお願いします。

補助事業で設計委託料も1,500万円、工事費として6,500万円計上されていますけれども、具体的にこれはどこをどう整備する予定でいるのか、お伺ひしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） それでは新城一智議員の質疑にお答えしたいと思います。

今、予定しているのは3カ所。白浜農道の舗装工事と大保土地改良区農道舗装工事と喜如嘉土地改良区農道舗装工事の3カ所を予定しています。特に舗装関係なんですけれども、喜如嘉は700メートルほどのU字溝も予定しています。これはこれだけではなくて、事業としては今回はこの3カ所なんですけど、次年度、平成25年度事業で田港の土地改良区の農道舗装工事と、あと半崎の農道舗装工事、これは事業費で、今の予定では1億円ほどの事業費を予定して工事の計画をしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、主に農道の舗装工事ということで挙げられているんですけども、土地改良というか、土地が使えない土地というか、そんなに水はけもよくなくて、いろいろ農家の皆さん苦勞している土地もあると思うんですけども、例えば将来的に土を入れかえたりとかという事業は考えておられないのか、その辺も含めてですね。それでまた田港などは地主が…、結構たくさんいて、土地も間口が狭くて奥に長いとか、いろいろ不便に感じている農家の皆さんもいたりして、将来的にはある程度村が買い上げて、また区画整備して譲渡するなり、そういう計画も必要だと思うんですけども、将来的にどう考えているのかお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

土地がちょっと荒れているという話もありましたけれども、今現在、すべての議員が御承知だと思うんですけども、耕作放棄の土地がかなりあると、そこで今、人・農地プランというものもあるんですけども、そこで使えない土地、放棄している土地を集積して、農業委員会とも連携してそういう土地の有効利用を図っていこうと。大宜味村の将来を担う若手の担い手育成事業等も含めて、新たな大宜味村の農業のあり方というものも今後は考えていかなければいけないと思いますけれども、今、実際にそういう方向で動いています。今、議員御指摘の件なんですけれども、実際にその土地が改良してほしいということであれば、事業等を探してきてもちろんやりますけれども、これは当たり前、御存じのとおり受益者負担等もありますので、行政がすべてやるということにはならないと思います。今言うような耕作放棄等に関しては、いま一層の努力をして取り組んでいきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第11 議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を  
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ  
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま  
した。

---

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時37分)

---

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

---

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時45分)



## 平成24年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成24年6月21日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成24年6月21日 午後2時01分)

閉 会 (平成24年6月21日 午後2時53分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第22号	大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第23号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第24号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第25号	大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第26号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第27号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)	委員長報告 質疑～表決
7	議案第28号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	委員長報告 質疑～表決
8	議案第29号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第5号	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
10	陳情第8号	「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い	委員長報告 質疑～表決
11	陳情第9号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	委員長報告 質疑～表決
12	陳情第10号	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について	委員長報告 質疑～表決
13	意見案第3号	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書	提案説明 付託省略
14	意見案第4号	「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書	提案説明 付託省略
15	意見案第5号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書	提案説明 付託省略
16	決議案第1号	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議	提案説明 付託省略
17	意見案第6号	普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する意見書	提案説明 付託省略
18	決議案第2号	普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する決議	提案説明 付託省略
19		議員派遣の件	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） これから本日の会議を開きます。

（午後 2時01分）

---

◎議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第22号	大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例	原案可決 全会一致

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第22号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について、報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼シークワサー振興室長の出席を求め、6月20日午前11時30分開会予定を午前10時55分に繰り上げて審査を行いました。

議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、村内における有害鳥獣の円滑な駆除及び被害の予防を図り、村民生活の安定と農林水産業の振興及び自然環境の保全に資するため制定する条例であります。

なお、この条例は、平成24年7月1日から実施することになっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の委員長の報告に対する質疑

を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第22号 大宜味村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第2 議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例及び日程第5 議案第26号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第23号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第24号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第25号	大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第26号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び住民福祉課長の出席を求め、6月20日午後2時30分から審査を行いました。

まず議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例は、住民基本台帳法等の改正に伴い、印鑑の登録資格の改正、漢字圏の外国人住民の印鑑登録の追加などの一部の改正であります。

なお、本条例は、平成24年7月9日から施行することとなっております。

次に議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例は、住民基本台帳法等の改正に伴い、外国人の登録原票記載事項証明事務が廃止されることからの一部の改正であります。

なお、本条例は、平成24年7月9日からの施行となっております。

次に議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例は、社会一体となった暴力団排除気運のさらなる高揚を推進するため、事業者の契約時における措置等を追加する一部の改正であります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本条例は、大宜味村鳥獣被害対策実施隊の報酬を追加する改正であります。

なお、本条例は、平成24年7月1日から施行することとなっております。

4件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第23号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第24号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第25号 大宜味村暴力団排除条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第6 議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、日程第7 議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第8 議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 前田 孝

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第27号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第28号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決 全会一致

(前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇)

- **予算審査特別委員会委員長(前田 孝)** ただいま議題となりました議案第27号から議案第29号の3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第27号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第28号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第29号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第5号、陳情第8号～陳情第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第9 陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書、日程第10 陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い、日程第11 陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情及び日程第12 陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
4	平成24年 3月6日	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	審議未了		
5	平成24年 3月22日	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書	採 択		地方自治法第99条の措置
8	平成24年 6月4日	「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い	採 択		地方自治法第99条の措置
9	平成24年 6月12日	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	採 択		地方自治法第99条の措置
10	平成24年 6月12日	「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請について	採 択		

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第5号、陳情第8号、陳情第9号及び陳情第10号について、6月20日に審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第5号、陳情第8号、陳情第9号及び陳情第10号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第5号、陳情第8号及び陳情第9号の採択に関連しまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。また陳情第10号に関しましては、決議すべきものと意見の一致を見ておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第5号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いの討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第8号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第9号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第10号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議要請についての委員長の報告に

対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第10号 「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第13 全員発議により提出されました意見案第3号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) 意見案第3号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 新城一智 前田 孝 具志堅朝秀 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえ、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充をはかるよう求めるため。

「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書

野田内閣は、「税と社会保障の一体改革」で、国と市町村が責任を負う現行保育制度を改変し、保育を利益の対象とする「子ども・子育て新システム」関連法案を今国会に提出し、成立させようとしています。

現行の保育制度は公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、「子ども・子育て新システム」は児童福祉法第24条に定められた市町村の保育実施義務をなくし、保育事業に企業参入を容認するだけでなく、最低基準の切り下げなど規制緩和により、保育の質の低下や保育料の上乗せ徴収など、子どもと保護者にさらなる負担を強いるものです。

子どもの貧困や子育ての困難がひろがるなかで、都市部では保育所の待機児が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっています。今、必要なことは国と自治体の責任で、保育・子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することです。

国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充をはかるよう、以下の事項について強く要望します。

#### 記

1、市町村の保育実施責任をなくし、保育・子育てを産業化し、子どもを利益の対象にする「子ども・子育て新システム」関連法案は撤回すること。

2、市町村の保育実施義務を定めた児童福祉法第24条の「改正」はやめ、国及び市町村の公的責任を明確にし、児童福祉施策としての保育制度を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣  
総務大臣

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第3号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第14 全員発議により提出されました意見案第4号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 意見案第4号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 大城佐一 前田 孝 具志堅朝秀 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 心の健康についての総合的で長期的な政策と、そのために必要となる財源等を保障するよう求めるため。

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在のわが国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民の心の健康危機」といえる状況にある。自殺はもちろんのこと、引きこもりや虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、心の健康の問題が大きく関与している。

世界保健機関（WHO）は、総合指標（障害調整生存年）を開発し、政策による優先度をあらわす指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

また、我が国においては、自殺やうつ病がなくなった場合の経済的便益は、単年で約2兆7千億円という推計もあり、さらに都道府県が作成する医療計画に盛り込むべき疾患として新たに精神疾患を加え、がんや脳卒中とともに5大疾病とする方針が国において示されるなど、心の健康への対応が強く求められている。

欧米では国民の健康についてのさまざまな施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられておらず、精神保健・医療・福祉サービスの現状は、国民ニーズにまだまだ十分に対応できないものとはなっていない。

心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会発展と活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の最重要課題の一つと位置づけ、5大疾病の時代にふさわしい基本法を制定し、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、本村議会は、国会及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とし、心の健康についての総合的で長期的な政策と、そのために必要となる財源等を保障する「心の健康を守り推進する基本法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣  
よろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第4号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第15 全員発議により提出されました意見案第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(8番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 8番(具志堅朝秀) 意見案第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 前田 孝 新城一智 大城佐一 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長を求めため。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐

留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県におきましては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されております。

5つの対象施設には3,862名（平成24年3月末）、海兵隊施設には、4,977名（平成24年3月末）の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難となる事態も懸念されます。

一方、全国の失業率は4%台で推移していますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではありません。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、パニック状態に陥る事は明らかであります。

つきましては、有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長につきまして、なお一層のご配慮が必要と存じますので、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 防衛大臣 厚生労働大臣

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○議長（金城 勇） 日程第16 全員発議により提出されました決議案第1号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○6番（前田 孝） 決議案第1号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 新城一智 大城佐一 具志堅朝秀 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 「しまくとぅば」の普及促進を図り村民、県民一人一人が「しまくとぅば」に対する関心と理解を深めれるようにするため。

「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議

私たちの暮らす沖縄は、日本本土とは異なる言語圏を形成しており、ユネスコの世界文化遺産に指定された組踊や琉球舞踊、芝居、島唄、エイサーなどの内外に誇る独自の郷土文化を開花させてきた。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが「しまくとぅば」である。

「しまくとぅば」は、県内各地の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきたことばであり、「しまくとぅば」は、過去の標準語励行教育を通じ使用が制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

「しまくとぅば」を次世代へ継承していくため、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとぅば」の価値を再認識し、自信と誇りをもちながら次世代へ継承していく責務があると考ええる。

よって本議会は、「しまくとぅば」の普及促進を図り村民、県民一人一人が「しまくとぅば」に対する関心と理解を深め、生活の中で「しまくとぅば」に親しめるよう努力することをここに宣言します。

以上、決議する。

平成24年6月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

よろしく御審議のほどをユニゲーサビラ。

○議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第1号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第1号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議は、原案のとおり可決されました。

---

◎意見案第6号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第17 全員発議により提出されました意見案第6号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する意見書及び日程第18 決議案第2号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する決議を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

（3番 平良英勝議員 登壇）

○ 3番（平良英勝） 意見案第6号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月21日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 大城佐一 新城一智 東 武久 宮城辰徳 安里重和 具志堅朝秀 前田 孝

賛成者 平良嗣男

提案理由 村民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対するため。

普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する意見書

MV22オスプレイの普天間飛行場への配備に際し、那覇軍港を使用する計画が明らかになった。

マスコミ報道によると、米政府は、日本政府に対し普天間飛行場に配備予定の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを7月中旬に那覇軍港へ輸送し、機体組立及び試験飛行を行い、8月中旬を目途に普天間飛行場まで飛行し、移動することが打診されている模様である。

同機は、開発段階から事故が相次ぎ、去る4月11日にアフリカのモロッコで2人が死亡、2人が重傷を負う墜落事故を起こし、また、6月13日にも米国のフロリダで5人の負傷者を出す墜落事故を起こしたばかりであり、安全性の問題が強く指摘されている。

米国の環境調査の詳細データによると、MV22オスプレイの想定される飛行ルートは、本島北部地域

の上空が見込まれることから、村民・県民の命を危険にさらすものであり、到底容認することはできない。

また、普天間基地にMV22オスプレイが配備されることは、基地の機能強化及び固定化につながるものであり、断じて受け入れできるものではない。

よって、本村議会は、村民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対するとともに、下記事項について強く要請する。

#### 記

- 1 基地の機能強化及び固定化につながるMV22オスプレイの配備を断念すること
- 2 那覇軍港内における機体組み立て、試験飛行及び普天間飛行場への飛行を行わないこと
- 3 世界一危険な普天間飛行場を即時閉鎖し、運用を停止すること
- 4 普天間飛行場の早期返還を実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
次に決議案第2号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する決議につき  
ましては、内容が意見書案と同様でありますので、あて先だけ申し上げます。

あて先 米国務長官 米国防長官 駐日米国大使 在沖米国総領事  
以上であります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号及び決議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第6号及び決議案第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する意見書及び決議案第2号 普天間飛行場へのMV22オスプレイ配備及び那覇軍港使用に反対する決議を採決します。

意見案第6号及び決議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第6号及び決議案第2号については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議員派遣の件

○ 議長（金城 勇） 日程第19 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

### 議員派遣の件

平成24年6月21日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

#### 記

開催時期	研修名	派遣人数
6月	平成24年度奄美・やんばる広域圏交流推進協議会 (伊江島)	1名(議長)
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 (伊是名島)	全議員
8月	・副議長研修会 ・町村議会正副議長・正副委員長研修会	1名(副議長) 8名
10月	町村議会議員・職員研修会・交流会	全議員
11月	・全国町村議会議長全国大会・北部市町村議会議 長研修会(東京都/東北) ・北部三村議会連絡協議会研修会(国頭村)	1名(議長) 全議員
2月	町村議会議員・職員研修会	全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午後 2時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員